

## 基準 9 産業廃棄物処理施設

<sup>※1</sup> 産業廃棄物処理施設を建設する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 産業廃棄物処理施設を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 都市計画法第11条の規定により、当該施設の種類、名称、位置などが都市計画施設として決定されているもの

イ 建築基準法第51条ただし書きの規定により、群馬県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可したもの

(2) 当該施設の設置が、他法令で許可見込みがあること。

※1 産業廃棄物処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物の処理を行う施設をいう。

◎ 申請地の面積が1,000㎡以上の場合は、前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。